

大阪広域環境施設組合規則第14号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（平成27年規則第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「135,000円」を「136,000円」に改め、同項第2号中「110,000円」を「111,000円」に改め、同項第3号中「81,000円」を「82,000円」に改め、同条第2項第1号中「101,000円」を「102,000円」に改め、同項第2号中「83,000円」を「84,000円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成31年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（管理職手当の内払）

- 3 この規則による改正前の職員の管理職手当に関する規則の規定に基づいて適用日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた手当は、改正後の規則の規定による手当の内払とみなす。

（施行の細目）

- 4 この附則に定めるもののほか、この規則の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。